

公正証書等作成費用補助

< 補助対象者 >

茅ヶ崎市に居住し、次のいずれにも該当する者

- ・離婚協議中の父母、母子家庭の母、父子家庭の父のいずれかで養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養していること
- ・養育費の取決めに要する経費を負担していること
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ・過去に同一の児童を対象として、同一の補助対象経費に関する補助金（他自治体が交付したものを含む）を交付されていないこと

< 補助対象費用(上限4万円) >

- ・養育費の取決めに要する経費のうち、公証人手数料令に定められた公証人手数料
- ・家庭裁判所の調停申立てや裁判に要する収入印紙代
- ・戸籍謄本等添付書類取得費用
- ・上記に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める経費

< 申請方法 >

公正証書等を作成した日から6ヶ月以内に申請書と必要書類を添えて、茅ヶ崎市こども政策課に提出。

< 必要書類 >

○申請者及び子の戸籍謄本又は抄本

※公簿等により確認することができるときは省略可

○申請者の世帯全員の住民票

※公簿等により確認することができるときは省略可

○補助対象となる経費の領収書等

※申請者本人が負担したものに限り

○養育費について取決めをした文書（債務名義としての効力を有するものに限り。）

○振込先口座のわかるもの（通帳、キャッシュカード）

○本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）

< 注意事項 >

- ・弁護士費用等、代理人に係る費用は対象外とします。

公証人手数料令に定められた公証人手数料

目的の金額 (養育費の合計金額)	手数料
100万円超、200万円以下	7,000円
200万円超、500万円以下	11,000円
500万円超、1,000万円以下	17,000円
1000万円超、3,000万円以下	23,000円
3000万円超、5,000万円以下	29,000円
5000万円超、1億円以下	43,000円

近隣の公証役場

役場名	所在地
藤沢公証役場	〒251-0025 藤沢市鵜沼石上2-11-2 湘南Kビル1階 電話：0466-22-5910
平塚公証役場	〒251-0025 平塚市代官町9-26 M宮代会館4階 電話：0463-21-0267